

すべての子どもたちの学びを守るために学校が取り組んでいること

島根県立島根中央高等学校

学校の思い

すべての子どもたちを守るために、学校では「新しい生活様式」に沿ったさまざまな対策を行っています。子どもたちが笑顔で学校生活を過ごすためにも、ご理解とご協力をお願いします。

学校の取組～「3つの密」を避けるために～

①換気の徹底

- ・授業中は2方向の窓を開け、サーキュレーターを用いて換気する
- ・休み時間ごとに広く窓を開けて換気する

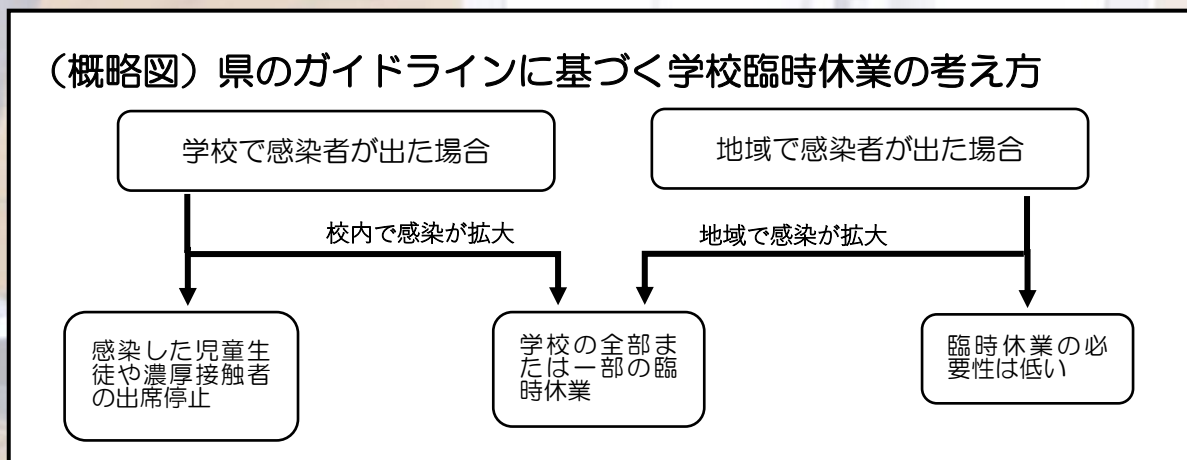
②身体的距離の確保

- ・近距離での会話や発声等はできるだけ避けるよう配慮する
- ・集会時は生徒の間隔を取り、できるだけ短時間で終了する
- ・更衣室の一斉利用は避け、利用する場合も短時間とする

③その他

- ・手洗いの励行、咳エチケット、マスク着用、消毒を徹底する
- ・登校前の検温等、健康観察を実施する
- ・児童生徒の心身の状況把握に努め、必要に応じてケアを行う

(概略図) 県のガイドラインに基づく学校臨時休業の考え方



※詳細は裏面のガイドラインをご覧ください。

※参考

2 臨時休業の実施について

- 今後、生徒や教職員の感染が確認された場合、感染判明後の最初の登校日から濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、当該学校の臨時休業を実施する。この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行うこと。合わせて、健康福祉部等と協議の上、生徒の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、さらに学校の全部又は一部の臨時休業を継続するか、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応とするかを決定する。
- 緊急事態宣言が出された場合において緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合や、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。
- 生徒及び教職員の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合には、保健所や学校薬剤師と連携して、適切に校内の消毒を行うこと。なお、症状が出ていない濃厚接触者が触った物品の消毒の必要はない。また、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力すること。
- 学校の全部を休業する場合は、部活動は自粛すること。
- 臨時休業を行う際、地域毎の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校による学校教育活動の継続を行うことが考えられる。各学校においては、あらかじめそのことを想定した準備を進めておくこと。

「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和2年6月18日時点）」より臨時休業に関わる部分を抜粋